

カンボディア国際平和協力隊の設置等に関する政令

置等に関する政令

平成四年九月十一日
政令第二百九十五号

改正 平成 四年二月 九日政令第二百七号

同 五年 五月 六日同 第一六七号

カンボディア国際平和協力隊の設置等に関する政令をここに公布する。

カンボディア国際平和協力隊の設置等に関する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項、第十六条第二項及び第十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国際平和協力隊の設置）

第一条 国際平和協力本部に、カンボディアにおける国際連合平和維持活動に協力するため国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「法」という。）第三条第三号イ、ロ、ハ、ト及び十に掲げる業務に係る国際平和協力業務並びに法第四条第二項

第三号に掲げる事務を行う組織として、平成五年十月三十一日までの間、カンボディア国際平和協力隊（以下「協力隊」という。）を置く。

2 国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）は、協力隊の隊員のうち一人を隊長として指名し、本部長の定めるところにより隊務を掌理させる。

（平成五政一六七・一部改正）

（政令で定める業務）

第二条 カンボディアにおける国際連合平和維持活動に係る法第三条第三号レの規定により同号タに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 飲用その他人の日常の用に供する水の浄化
- 二 飲食物の調整
- 三 宿泊又は作業のための施設の維持管理

（平四政三七三・追加、平五政一六七・一部改正）

（国際平和協力手当）

第三条 カンボディアにおける国際連合平和維持活動に協力するために行われる国際平和協力業務については、これに従事する協力隊の隊員及び法第九条第五項に規定する自衛隊員（以下「部隊派遣自衛隊員」という。）に、この条の定めるところに従い、法第十

六条第一項に規定する国際平和協力手当（以下「手当」という。）を支給する。

2 手当は、国際平和協力業務に従事した日一日につき、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

3 前項に定めるもののほか、手当の支給に関しては、協力隊の隊員（部隊派遣自衛隊員の身分を併せ有する者を除く。）については一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき特殊勤務手当の支給の例により、部隊派遣自衛隊員については防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）に基づき特殊勤務手当の支給の例による。

（平四政三七三・旧第一条繰下）

（定員）

第四条 協力隊の隊員の法第十九条に規定する定員は、百十六人とする。

（平四政三七三・旧第三条繰下、平五政一六七・一部改正）

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成四年二月九日政令第二七三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成五年五月六日政令第一六七号）

この政令は、公布の日から施行する。

別表（第二条関係）（平五政一六七・一部改正）

一	二
カンボディア内の地域であつて、その国境に近接し、著しく勤務環境の劣悪な地域として本部長が指定するものにおいて、法第三条第三号イ、ロ、ハ、ト又はチに掲げる業務に係る国際平和協力業務を行う場合	(一) カンボディア内の地域（一）の項、三の項及び四の項（一）に規定する地域を除く。（一）において、一の項に規定する国際平和協力業務を行う場合 (二) カンボディア内の地域において、法第三条第三号カ又はタに掲げる業務に係る国際平和協力業務を行う場合（四の項（二）及び五の項（二）本文に規定する場合を除く。）
一 二万円	二 一万六千円

<p style="text-align: center;">三</p> <p>コンボンスム市若しくはカンボディア内の各州都の区域又はカンボディア内の港灣（プノンペン港を除く。）若しくは空港（プノンペン空港を除く。）の区域において、一の項に規定する国際平和協力業務を行う場合</p>	<p style="text-align: center;">四</p> <p>(一) プノンペン市の区域及びプノンペン空港の区域において、一の項に規定する国際平和協力業務を行う場合</p> <p>(二) (一)に規定する区域において、法第三条第三号力若しくはタに掲げる業務又はこれらに附帯する業務（専ら関係機関との連絡調整その他これに類するものを行う業務に限る。）に係る国際平和協力業務を行う場合</p>
<p>一万二千元</p>	<p>八千元</p>

<p>五</p>	
<p>(一) カンボディア以外の地域において、一の項に規定する国際平和協力業務を行う場合</p>	<p>(二) 法第三条第三号力又はタに掲げる業務に附帯する業務として海路又は空路によりこれらの業務に従事する人員の輸送又はこれらの業務に必要な物資の補給（買付けを含む。）を行う場合。ただし、港灣に停泊し、又は陸上の場所に留まって行う場合に限る。</p>
<p>四千元</p>	